



政府からのお知らせ No.32

熊本地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
お近くに目の不自由な方がいらっしゃいましたら、このお知らせの内容をお伝えいただきますようお願いいたします。

各種手続

許認可等の有効期間の 延長などに関するご案内

平成28年熊本地震による災害は、特定非常災害特別措置法に基づく特定非常災害に指定されました。これにより、次の①～④の措置が講じられます。

① 許認可等の存続期間（有効期間）の延長

一定の地域の方々を対象に、運転免許のような許認可等（平成28年4月14日以後に満了するもの）について、存続期間（有効期間）が**最長で平成28年9月30日（金）まで延長**されます。

【許認可等の満了日が延長される主な例】

- ・ 運転免許
- ・ 薬局の開設、医薬品販売業の許可
- ・ 飲食店営業の許可
- ・ 無線局の免許

●対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日については、下記HPをご参照ください。



総務省ホームページ

「平成28年熊本地震において適用される
「行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置」について」
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_02000045.html

② 期限内に履行されなかった届出等の義務の猶予

法令に基づく届出等の義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものであることが認められた場合には、**平成28年7月29日（金）までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。**